



高齢者肺炎球菌予防接種に助成します

町では、高齢者肺炎球菌予防接種に助成を行っています。

今年度、助成の対象となるのは、2017年3月31日までに「65歳」「70歳」「75歳」「80歳」「85歳」「90歳」「95歳」「100歳」になる方です。今年度、対象となった方は、今後、助成の対象となることがありませんので、予防接種を希望される方は、ぜひ、この機会に接種しましょう。

▶助成対象者

対象年齢(年度年齢)	生年月日など
60～64歳	1952(昭和27)年4月2日～1957(昭和32)年4月1日に生まれた方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能に障がいがある方、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがあり厚生労働省省令に定められた方。
65歳	1951(昭和26)年4月2日～1952(昭和27)年4月1日に生まれた方
70歳	1946(昭和21)年4月2日～1947(昭和22)年4月1日に生まれた方
75歳	1941(昭和16)年4月2日～1942(昭和17)年4月1日に生まれた方
80歳	1936(昭和11)年4月2日～1937(昭和12)年4月1日に生まれた方
85歳	1931(昭和6)年4月2日～1932(昭和7)年4月1日に生まれた方
90歳	1926(大正15)年4月2日～1927(昭和2)年4月1日に生まれた方
95歳	1921(大正10)年4月2日～1922(大正11)年4月1日に生まれた方
100歳	1916(大正5)年4月2日～1917(大正6)年4月2日に生まれた方

▶助成回数／生涯1回のみ助成(※過去に1回でも自費で接種している方は、対象になりません)

▶実施医療機関／摩周厚生病院・布施医院・弟子屈クリニック・美里クリニック・川湯の森病院

▶自己負担額(右記以外は町が負担します)／70歳以下の方 2,000円・75歳以上の方 1,000円

▶予防接種の受け方／役場に助成の申し込みをした上で、各医療機関に予防接種の予約をしてください。予防接種の際は、町民であることと年齢の確認ができるよう、保険証などを提示してください。

▶申し込み締め切り／2017年3月17日(金)

問い合わせ先／役場健康推進課健康推進係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

子宮頸がんワクチンに関するお知らせ

中学1年生～高校1年生の女の子とその保護者の方へ

2013年6月、厚生労働省から子宮頸(けい)がん予防ワクチンを積極的に勧めないという通達がありました。通達に基づき、町も積極的に勧奨は行っていませんが、接種に対する助成事業は継続することとなっていますので、お知らせします。接種を希望される方は、ご連絡ください。

問い合わせ先／役場健康推進課健康推進係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

4月から

日本脳炎ワクチンが北海道で定期接種に

今まで北海道は「日本脳炎ワクチンを接種する必要のない地域」と指定されてきましたが、4月から「必要な地域」となりました。当面の間は経過措置として、20歳未満の方が助成の対象になります。希望される方は、役場に申し込みが必要です。(個別通知をされた方は、医療機関に直接、予約をしてください)

日本脳炎とは

日本脳炎はヒトからヒトへの感染はありません。いったん、ブタなどの体内で増え、血液中に出たウイルスを蚊が吸血し、その上でヒトを刺すことによって感染します。症状が現れずに経過する場合はほとんどですが、症状が出る場合には潜伏期間の後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、引き続き急激に、光への過敏症、意識障害(意識がなくなること)、けいれんなどの中枢神経系障がい(脳の障がい)を生じます。大多数の方は、無症状に終わりますが、脳炎を発症した場合、20～40%が死亡に至るといわれています。

今年度の対象者と接種回数 原則4回(今までの接種回数や年齢により回数・接種間隔は異なります)

定期接種			
接種日時点	I期／生後6カ月～90カ月(7歳6カ月)未満の方	II期／I期を終了した満9歳～満13歳の方	※標準的な接種期間／3・4歳(I期)に3回・9歳(II期)に1回
対象	生後6カ月～90カ月(7歳6カ月)	対象	満9歳～満13歳
I期		II期	
特別措置			
接種日時点で 満9歳～満20歳			
※満7歳6カ月～満8歳11カ月の間は予防接種の対象にはなりません、9歳以降に助成対象になります。 ※20歳以上になると助成対象にはなりませんので、ご注意ください。			
未接種			
既に1回接種			
既に2回接種			

申し込み

接種を希望される方は、下記までご連絡ください。説明文・問診票をお渡しします。

※役場から個別通知をされた方に限り、医療機関に直接予約をしてください。

※これまでの接種歴により接種回数やスケジュールが異なるため、母子手帳を用意した上で連絡すると、スムーズに申請ができます。

その他

※予防接種は原則、保護者同伴ですが、13歳以上の方で保護者の同伴が難しい場合には、同意書があればお子さんだけでも接種可能です。ただし、接種を受ける方が既婚者の場合は、保護者自署欄の署名は本人となり、同意書も必要ありません。

※13歳以上の女性は、妊娠中もしくは妊娠している可能性がある場合には原則、接種は控えてください。

※本町に住民票がある方が、実際には他の市町村にお住まいの場合には償還払い(一度、医療機関で予防接種費用を支払い、後日、役場に申請をして払い戻し)で対応しています。(手続きに必要なもの／予防接種の領収書・印鑑・通帳(振込先を確認するため))

問い合わせ先／役場健康推進課健康推進係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)